議案第六号

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者　港区長　武井雅昭

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第五条第二十五項」を「第五条第二十七項」に改める。

第五条第一項第一号中「土曜日」の下に「（第三条第三号に規定する事業については、第一土曜日及び第三土曜日を除く。）」を加える。

第六条第一項中「午前九時から午後五時まで（第四条第九号に規定する施設については、午前九時から午後九時三十分まで）」を「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四条第一号から第三号まで、第七号及び第十号に規定する施設　午前九時から午後五

時まで

二　第四条第四号及び第五号に規定する施設　午前九時から午後六時まで

三　第四条第九号に規定する施設　午前九時から午後九時三十分まで

第八条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に、「第六条の二第六項」を「第六条の二の二第七項」に改める。

付　則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説　明）

障害保健福祉センターの事業実施日を拡大するとともに、施設の利用時間を延長するため、本案を提出いたします。